

(案)

予算調整部会の設置について

令和2年3月9日  
地震調査研究推進本部  
政策委員会

地震調査研究推進本部における地震調査研究予算の事務の調整の円滑な実施に資するため、以下のとおり、政策委員会に予算調整部会を設置する。

1. 検討事項

- (1) 関係行政機関の地震調査研究予算に関する調査に関すること
- (2) 関係行政機関の地震調査研究予算に関する調査及び調整方針に関すること
- (3) その他地震調査研究予算の事務の調整の円滑な実施のために必要な事項

2. 部会の構成員等

- (1) 部会を構成する委員及び専門委員については、政策委員会委員長が別途定める。
- (2) 部会長は、部会の構成員の中から政策委員会委員長が指名する。
- (3) 部会長は、部会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。